

土木森林環境委員会会議録

日時 平成27年6月29日(月) 開会時間 午前10時01分
閉会時間 午後1時34分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 杉山 肇
副委員長 清水 喜美男
委員 中村 正則 望月 勝 鈴木 幹夫 猪股 尚彦
飯島 修 望月 利樹 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 一瀬 文昭 林務長 江里口 浩二 森林環境部理事 秋山 孝
森林環境部次長 保坂 公敏 森林環境部技監 小島 健太郎
森林環境部参事・大気水質保全課長事務取扱 深澤 武彦
森林環境総務課長 若林 一紀 環境整備課長 笹本 稔
みどり自然課長 平塚 幸美 森林整備課長 島田 欣也 林業振興課長 桐林 雅樹
県有林課長 金子 景一 治山林道課長 橋田 博

議題 (付託案件)

- 第63号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び
第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
第64号 平成27年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時01分から午後1時34分まで森林環境部関係の審査を行った。(午前11時40分
から午後1時03分まで休憩をはさんだ。)

主な質疑等 森林環境部関係

- 第63号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの
及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(特定鳥獣保護管理費について)

望月勝委員 野生鳥獣の農林被害が深刻化しております。特にニホンジカについては農林業被害が深刻化し、
森林を荒廃させ、斜面の崩壊などによる土砂災害まで引き起こすと聞いております。そこで県全
体においては国、県、市町村が役割分担を図る中で捕獲を行っている聞いておりますが、どの
ような捕獲の取り組みをしてきたのか、その現状をお伺いいたします。

平塚みどり自然課長 ニホンジカの被害につきましては非常に深刻なものがございまして、まさに今、全県を挙
げて取り組んでいるところでございます。委員の御質問にありましたように、国、県、市町村の

連携についてですが、国は南アルプスの国立公園の特別地域を実施しております。また県は、標高1,000メートル以上の標高の高い地域、それから市町村は1,000メートル以下の、いわゆる里山と言われる地域を中心に、それぞれエリアを分ける中で行ってまいりました。平成24年度からは年間捕獲目標数を全県で1万2,000頭といたしまして、平成24年度は9,775頭、25年度は1万1,181頭、26年度は1万1,749頭と捕獲してまいりまして、目標に若干足りませんが、ほぼ、目標の捕獲数をとっております。

望月勝委員 捕獲数も予定にはちょっと達しないようでございますが、被害の減少に努めておられることは本当に感謝します。その中で、先ごろ環境省が公表した都道府県別のニホンジカ推計生息数によりますと、本県の平成24年度末の推定生息数は6万9,917頭となっております。これまでの県の推計と比較して1.8倍であり、非常に驚いているところでもございますが、このような大きな開きが生じた原因といたしますか、説明をお願いいたします。

平塚みどり自然課長 このたび環境省が公表いたしました、国が採用いたしました生息の推計方法でございますが、階層ベイズ法という方法で、例えばマグロ等の回遊魚の数を調べる際に採用しているやり方と同じでございます。本県は今まで区画法という、一定区画の中に何頭、鹿がいるのかとか、やはり同じ一定面積の中に、糞塊法としまして、鹿のふんがどのぐらいあるかということを組み合わせる中で、捕獲推計数を出していたわけですが、今回、国はそれにさらに毎年、繁殖によって鹿が生まれることによってふえること、それから今1万2,000頭を目標に捕獲しておりますが、捕獲によって減るといって増減をプラスする中で新たに算定する方法を用いまして算定した結果でございます。

本県の用いていたものは単年度のものを出すものですが、国は複数年にわたっての推計方法でありまして、一般的には数が大きくなる傾向にあります。本県以外の他県におきましても、従来の推計の平均で約1.6倍というような結果になっております。

望月勝委員 県では取り組みを強化するというお話も聞いている。雌鹿はエサの条件、気候状況、そうした総合的な環境を見ましても、1歳以上になると毎年出産するなど、非常に繁殖率が高いと聞いております。猿とかイノシシもそうだと思います。被害が拡大するばかりと聞いておりますが、この公表結果を踏まえ、これから県としてはどのような方針で取り組みに臨んでいくのか。

平塚みどり自然課長 鹿の被害は非常に全国的に深刻であるということで、国もやっと重い腰を上げて昨年、鳥獣保護法が改正になりまして、今年の5月29日から新たに鳥獣保護管理法ということで施行されました。それを受けまして5月末に第二種特定鳥獣管理計画という、どちらかという捕獲を中心にしたニホンジカの計画を作成したところですが、その計画の中で、ニホンジカの生息数につきましては平成35年度までに半減するという目標を立てさせていただきました。

この計画に基づきまして、本年度の年間目標数を1万2,000頭に2,000頭を加えまして1万4,000頭と増やしますとともに、さらにわな猟による捕獲を普及促進することとしたところでございます。

望月勝委員 猟友会員等の高齢化、それから銃猟の免許取得が非常に難しくなり、県では県立射撃場がなくなってしまう、業界の皆さんも、講習を受けたり、資格を取るにも、県外へ行って取るという状況も出ているようでございます。

銃刀法の改正により、銃の所持許可が厳しくなり、狩猟の免許取得者がふえない中で、銃猟の免許よりもわなのほうが取得しやすい。また、わなのほうが、猟をするにも高齢の人でも、狩猟ができるということで、わな猟へも力を入れてきているのではないかと思います。具体的には、このわな猟の狩猟の方法、どのような取り組みをこれからしていくのか。

平塚みどり自然課長 銃による免許取得者がふえない中で、近年わな猟の免許取得者が若干増加傾向にございます。そうした傾向を受けまして、新規にわな捕獲促進強化事業を、このたび6月補正予算に計上させていただいて、実施するためのお願いをしているところでございます。これは新たにわな猟

の免許を取得した方たちを、熟練した指導者のもとに集めまして、捕獲チームを編成いたします。そこで捕獲から解体までのいろいろな技術的な指導を習得していただく中で、捕獲技術の向上を図るものでございます。

今回、環境省の公表に伴ってふやした分、県分1,000頭をふやさせていただきましたが、そのうちの500頭の捕獲を、この新規のわな猟の事業で目指しておりまして、これを契機に、さらなる捕獲体制の強化にもつなげてまいりたいと考えております。

望月勝委員 わな猟で500頭ぐらいを捕獲するというのですが、今回の鳥獣保護法の改正により創設された、知事の認定する民間事業者等を活用することが必要になってくるのではないかと思います。その認定制度について、民間事業者等の現状をお伺いいたします。

平塚みどり自然課長 今回の鳥獣保護法の改正によって創設されました認定鳥獣捕獲等事業者制度につきましては、いわゆる民間事業者の活用ということになるわけですが、事業者が鳥獣捕獲等に係る安全管理体制であったりとか、従事者の機能とか知識が一定の基準に達しているということを県が認めまして、認定をする制度でございます。

現在、県内では猟友会におきまして、猟友会の一部に特別捕獲隊を結成いたしまして、それによって認定を申請する動きがありまして、いわゆる民間の事業者が認定の申請の動きということは、まだ県内におきましては確認をされておられません。

今後は、そういった事業者の参入を促す中で、地域において、猟友会だけでなく新たな捕獲の担い手として育成してまいりまして、捕獲の強化を図ってまいりたいと考えております。

望月勝委員 県においては、農山村の皆様とさまざまな取り組みをし、また努力をいただきながら、鳥獣の被害を食いとめていただいている状況でございますが、現状を考えると、捕獲の強化は喫緊の課題でもあり、山村農家の生活にも影響してきますので、国や市町村との連携をさらに深める中で、より一層効果的な捕獲体制に今後取り組んでいただきたいと思っております。

(公共事業の箇所表について)

飯島委員 冒頭、一瀬部長から箇所表の問題、取り扱い、県土整備部と農政部と相談して改善したいということでありまして、期待したいと思っております。誤解があってはいけないので、もう1回確認というか、森林環境部のスタンスを、この際お聞かせいただきたいと思っております。

そもそもフォーラム未来・無所属クラブで、定例会にいろいろな資料があって、議会審査で有効だという話の中で、「そういえば箇所表というのがあった、でも全然出てこない」と。課別説明書は出ているけれども、箇所表が出てこない。どうしたんだろうということから始まったんです。先日の県土整備部の常任委員会のときに、この机の上に箇所表が置いてあって、課別説明書附属資料ということになりますから、もちろん中身を見れば課別の細かいのがずっと載っているわけです。ですから、こんなにいい資料を、僕らはタイミングが悪いと言っているんです。これをつくるなどか、中身をもっと充実しろということではなくて、とてもいい資料なので、タイミングよく、この課別説明書と一緒に配付していただいたほうが、より活発な質疑ができると。執行部の皆さん方、「よろしく審議のほどお願いします」と言うじゃないですか。これがあるともっと審議ができるわけです。ということを県土整備部の常任委員会で申し上げて、それが正しく伝わっていただければいいんですけど、どうでしょうか。

一瀬森林環境部長 箇所表につきましては、これまでの経緯、私の記憶でございますけど、もともと箇所表をお配りしていなかった中で、議会側から、それだと、どこにどういう工事があるのかわからないといった御指摘があって、箇所表をつくり始めた記憶をしております。配る時期、それから配付の対象者につきましては、なるべく早めに配って、よく見て内容を確認していただくというのが最善の方法かなとは思っております。我々、県土整備部、農政部との協議もございまして。また議会と協議をさせていただくという部分もあるかと思っております。飯島委員が御指摘された内容につきましては十分理解をしているつもりでございますけれども、そういったことも含めまして検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

飯島委員　　そもそもなかったものが、できてということですから、いいほうに変えるのはやぶさかではないですね。もっと言うと、中には知事選のある年に予算特別委員会をやめて、議会在後退しているという意見もある中で、常任委員会の日数をふやして活発にやろうということですから、そういうことにも関係すると思っています。

この話の出元は私どもの会派なんですけど、この件に関しては、県民クラブの高野代表にも、ここにいらっしゃる山親会の鈴木代表にも、チームやまなしの久保田代表にも、この話したところ、それは絶対質問しなきゃいけないという話でありますから、とても大事なことということも認識していただいて、改善するのを期待しています。

(おもてなし森林景観創出事業について)

森の11ページ、おもてなし森林景観創出事業について伺います。本県は環境に恵まれておりますから、高齢者の登山とか、山ガールとか、そういう旅行者に親しまれる、森林から美しい景観を創出するためと理由がありますけれども、この1,100万円の内訳ですね。どこで何をするのかという内訳をお伺いしたいと思っております。

金子県有林課長　平成27年度事業につきましては、全体で13カ所の予定をさせていただきます。ただ、この事業は、観光部と森林環境部が連携して行っている事業でございます。観光部で市町村等から要望箇所を挙げていただいて、それを専門家等で組織する選定委員会で選定をして実施をするというようなことになってございます。

今のところ、今後追加もあると思うんですが、そこに挙げていこうと考えてございますのは13カ所。主立ったところでは、例えば昇仙峡ですとか、茅ヶ岳の山頂、あるいは楡形山の登山口、三つ峠の山頂などで、景観の妨げになる樹木の伐採ですとかサイン、あるいは簡単なベンチ、こういったものの整備を計画してございます。

飯島委員　　観光客、登山客がふえているということで、皆さん目が肥え、例えば長野県はすごく整備されているけど山梨県は全然だめだとか、そういう感覚ってすぐわかったり、情報とか流れますので、おっしゃったように各市町村、地元の人たちと、あるいは観光部と連携をとるのはとてもいいと思いますので、しっかりやってもらいたいと思います。

あと、中村委員の地元で、笛吹市の芦川町に新道峠や富士山がきれいなところ、河口湖の景観もきれいだというすばらしい評価のあるところがあります。最近そこを訪れた人から聞いたんですが、樹木が伸びていて、河口湖が隠れてしまってもったいないという話があるんです。ただ、その場所が県有林なのか、民有林なのか、承知していないんですけれども、もし県有林であれば、今のこのおもてなし森林景観創出の対象にしてもらいたいと思っていますけど、いかがでしょう。

金子県有林課長　現地を確認し市町村とかと相談しながら検討させていただきたいと思っております。

飯島委員　　県有林ということでしょうか。

金子県有林課長　おっしゃっている場所の特定ができないのですが、あの周辺は県有林がかなりありますので、県有林ではないかとは思っておりますが、確認をさせていただきます。

飯島委員　　県有林であっても、民有林であっても、旅行者とか登山者、そんなこと関係ありませんから、景観整備という点から見れば、何らかの方法で、ジャンルを問わずにやってもらいたいと強く思いますけど、最後をお願いします。

金子県有林課長　この事業につきましては、先ほど申し上げたように、観光部で全体の景観、検討してございまして、その中の県有林で設定された場所について私どもでやるという事業でございます。市町村等の対応につきましては、また別途、観光部で、いろいろな取り組みを通じて行っていくと聞いて

ております。

飯島委員 いろいろな所管があるので、その責任に基づいてやるんですけど、変な話、これは観光部だから、知らないみたいなことはやめていただいて、相互の連携でやっていただきたいと思います。

(松くい虫等被害森林景観対策事業費について)

猪股委員 課別説明書、森の8ページ、松くい虫等被害森林景観対策事業費についてお尋ねいたします。事業の概要に良好な景観の保全のため景観を損ねる枯損木の除去及び伐倒駆除を実施するとありますが、この事業の目的、具体的な内容について細かく説明をいただきたいと思います。

島田森林整備課長 これまで松くい虫対策というのは、マツノマダラカミキリの幼虫が入っていて、それが被害の拡大につながるので、そういった木を切り倒して、それを薬剤でくん蒸して被害の拡大を防ぐと、こういった事業を中心になっておりました。またこれは今後も行っています。

今回のこの事業は、このマダラカミキリの幼虫が成虫となって飛び出してしまった松ですが、これは被害の拡大に影響しませんので、国庫補助事業の対象となっていないという木であります。ただ、それは飛び立ってしまった後も木は枯れておりますので、ずっと枯れた状態で、同年に枯れたものは赤いんですけど、だんだん時がたつと茶色くなっていくというような形で、非常に景観に支障が出るということがあります。

そういったことで今回、この事業というのは、昇仙峡ですとか八ヶ岳山麓等の眺望ポイントで飛び立ってしまった後の木、枯損木と言いますが、そういった木の伐倒をしまして、良好な森林景観の確保といったものを目指すものであります。具体的には、枯損木を切り倒して、玉切りをして林内を整理します。

それから、下のほうに駆除事業費、161立方とありますけれども、あわせて、その周辺に、幼虫がまだいる木がありましたら、それをあわせて伐倒して薬剤でくん蒸する。そういった事業であります。

猪股委員 私の地元である甲斐市北部においては、今年は例年以上に松くい虫の被害が目立っていると聞いています。被害の状況は前年度と比較してどのような状態なのか、お尋ねいたします。

島田森林整備課長 私も現地をかなり見て歩いたんですけども、今年は本当に5月を過ぎてから非常に被害が目立つようになってきております。これは森林総合研究所等に確認したところ、年越し枯れと言われるものでありまして、通常は春先からかなり赤くなりますが、昨年の8月の気温が一昨年と比べて2度低かったということで、昨年度に原因となる松のザイセンチュウ、これが中にいっぱいいまして木を枯らすんですけども、その活動が鈍かった時期があった。それが今年は5月の平均気温は昨年より1.5度くらい高かったとのデータが出ております。そういったことで、5月になってからザイセンチュウの活動が活発になって木を枯らし始めている。それで4月に比べて5月に、赤い木が目立ってきているという状況にあります。

猪股委員 中北地域、特に甲府市の北部から甲斐市、韮崎市にかけて枯れた松が非常に目立っています。景観が悪いので、この地域の松くい虫の対策について、この予算が今回の補正に入っているのかどうか、お尋ねいたします。

島田森林整備課長 今回の委員御指摘の地域というのは、茅ヶ岳広域農道が整備されまして、韮崎インターから非常に観光客の流れが出てくると考えておりますので、そこにおける松くい虫の対策は大変重要と考えております。この地域でも県有林は県が対策を行って、民有林については市が対策を行うということで、これまで実施しておりますが、今回のこの予算自体、ここにある金額は全県を対象としたものでありますけれども、現在、甲斐市と協議をする中で、その予算も使いながら、枯損木の処理によって景観を確保していきたいと考えております。

猪股委員 最後になりますが、今後この地域における松くい虫対策について、どのように取り組んでいく

のか、県のお考えをお聞きいたします。

島田森林整備課長 今後、夏から秋にかけまして、当年枯れと言われますものも発生することが予想されます。こういったものを引き続き観測をしながら被害状況は確認していく。それから、幼虫から成虫になって飛び出す時期というのも重要でありますので、そういったものについては市町村に情報提供しておりますが、こういったことも通じて、さらに幼虫がいる木に対しましては国庫補助事業の対象になりますので、そういった事業も使いながら効率的に、この松くい虫対策を、この地域を含めて実施していきたいと考えております。

(産業廃棄物適正処理推進ビジョン策定事業費について)

望月利樹委員 森の5ページ、産業廃棄物適正処理推進ビジョン策定事業費について少し聞かせてください。この策定ビジョンについて、概要について先ほど少しお話はあったんですが、もう少し詳しくお聞かせいただけませんか。

笹本環境整備課長 先ほどアンケート調査を行って検討会議を設置するという御説明をさせていただきました。まず調査内容ですけれども、アンケート調査では、本県の産業廃棄物の処理の実情を把握するため、排出事業者や処理業者などを対象に、処理経費や委託業者の選定要因、それからリサイクル困難物の実態などを調べていくことを予定しております。また、アンケートだけでなく産業廃棄物の中間処理業者の皆さんを対象に聞き取り調査を実施しまして、課題や処理経費、それから環境保全対策の実施状況という具体的な内容について調査を行うということも予定しております。

それから検討会議ですけれども、会議は学識経験者や処理業者、排出事業者、あと県民、市町村などの方に委員をお願いしまして、広く意見を聞く中で進めていきたいと考えております。

望月利樹委員 この策定の目的とか、位置づけとか、ビジョンの策定年数的なこと、どういう位置づけがあって、どういう形で策定していくのかと、そういう大枠の部分も教えていただきたいと思います。

笹本環境整備課長 まず策定の目的といたしましては、本会議の答弁でもお答えさせていただいているかと思いますが、本県の明野の処分場を閉鎖したり、最終処分場の整備が凍結しているという状況、それから廃棄物再生処分量というのも近年は増加してきている状況も踏まえまして、また新たに最終処分場を整備するというのは非常に困難なこともあります。こういった状況を踏まえる中で、産業廃棄物の適正な処理を確保するために、どのような政策を行っていくのかを長いビジョンということで、10年ぐらいをスパンにしまして取り組みを検討していきたいということで、今回の事業を行うという考え方です。

望月利樹委員 産業廃棄物は、例えば産業活動が動脈であれば、廃棄物というのは静脈ということでどうしても出てしまうものだと思います。それを適正に処理していくということは、県民の生活環境を本当にいい環境にしていくことで目を向けなければいけない部分だと思います。今、御答弁ありましたとおり、適正処理、またリサイクルの進展、排出事業者責任ということで、責任は排出事業者にあるわけではございます。県はこれまでも排出事業者をしっかり指導監督しながら、また導きながら、その適正処理、リサイクルということで御努力されてきましたが、この適正処理ビジョンを策定する方向、産業廃棄物処分場が県内に1つもありません。前説明をいただいたとおり、リサイクルの進展により処分量が減っているということですが、そうはいっても、先ほどお話があったとおり処理困難物、もしくは、どうしても処分しなければいけない焼却灰とか、最終形態のものは発生してくる。そこのところを踏まえて、このビジョンにかける意気込み的なものを最後にお聞かせください。

笹本環境整備課長 今年度、それから来年度にかけて、適正処理検討会議というのを設けまして方向性を検討していただくので、現段階での具体的な内容を想定しているものではないんですが、先ほど言いましたように処分場の整備は難しい状況の中で、方向性としましては、排出抑制とか、リサイクル

の推進とか、そういったものが大きなウエートを占めていくことにはなるのかなとは思っておりますが、いずれにしても今後の検討になるということでお願いしたいと思います。

(特定鳥獣保護管理費について)

鈴木委員

先ほど望月委員からみどり自然課のニホンジカの調査ですかね。前回、山日だったか、国と山梨県のあまりにも開きがあり過ぎる。そういう中で、先ほど答弁のお話は重々わかるわけですが、またここで調査に1,900万円、約2,000万円弱のお金を計上している。関係の林業の皆さん、それにかかわる人は、こんなに開きがあることは、確かに調査の方向が違うからかもしれないけれども、ちょっとおかしいんじゃないかということで、また予算を計上して今年度やるんだけど、また同じ調査をされたりすると、何なのかと。例えば10カ所で調査をして、人間が来たから、逃げたから頭数が少ないなんてのは、理由にはならんことであって、その辺の改善に向けて、どのような協議をして今年やっていくのか、課長のほうに聞いておきます。

平塚みどり自然課長 確かに今回の開きは非常に大きいということで、私どもも本当にこれだけいるのかという思いも一方でありながら、やはり、これだけ被害があるということは、それなりに重く受けとめなければならないということで対策を強化することとしたところです。調査方法につきましても、従来の区画法と糞塊密度法と目撃法の3つの指標でやっていましたが、今回の環境省の階層ベイズ法によるものも発表されましたので、いわゆるスタートラインをここに持ちまして、今年度からは、いわゆるモニタリングというか、生息数の調査方法を変えまして、階層ベイズ法によって調査をするということで生息数を見ていきたいと考えています。

ただ、今回1.8倍ということなので2,000頭ふやすという措置ですが、とてもこれだけでは簡単にはいかないということは重々承知しておりますが、それをカバーするためにニホンジカの雌鹿を優先的にとることによって繁殖を抑えとか、あと生息密度が高いところ、非常に濃いところがありますので、そこを重点的にやることで効果的な捕獲をすることかというようなきめ細かい対応を今検討しております。

また、市町村にお願いしています管理捕獲も、地域によっては既に年度当初の配分をとり終えたところもありますので、今3カ月の実績状況を細かく聞いておまして、今回の補正分を含めまして再配分を本当に有効的にやるような形で、一律なやり方ではなくて工夫する中で積極的にやるということを今検討して取り組んでおります。

(やまなし「水」ブランド戦略策定事業費について)

安本委員

森の2ページのマル臨、やまなし「水」ブランド戦略策定事業費の222万8,000円についてお伺いをしたいと思います。さきに配付されました知事の公約への対応状況として、公約別一覧を見ますと、この事業について、もう少し詳しく記載をされているところです。内容的には、1つは木材資源の利活用促進を図りながら、そして健全で豊かな森林づくりを進め、水涵養機能を強化することにより、そして本県の良質な「水」のブランド力を高め、そして最後に水資源を生かした新たな事業を創出すると、説明をされております。

そこで、まず水政策という観点も含めお伺いしたいんですけども、これまでも山梨県はさまざまに水に関する計画とかビジョンを作成してまいりました。水需給計画ですとか、水利用計画と、こういうものもありまして、水政策基本方針、こういうものも定めております。直近で見ますと、平成25年6月、一昨年6月にやまなし水政策ビジョンを策定しておりまして、これに基づいて政策進められてきたと思いますけれども、このやまなし水政策ビジョンは非常に広範囲なビジョンでありまして、防災の観点とか、水を通じた交流と、こういうことまで記載をされています。そして先ほど知事の公約の説明としてありました育水と保全、健全な水循環の維持という観点とか、ブランドという意味では魅力発信と活用、水を生かした地域産業の振興という観点からも既に、この基本方針が定められて、この2年間やってきたということだと思います。

構想、ビジョンと戦略とは違うと思いますけれども、知事が進められようとしている今回の「水」ブランド戦略、これまでのものとどう違うのか。そして現在のやまなし水政策ビジョン、廃止するということはないと思いますけれども、その関係を含めて、まずお伺いしたいと思います。

います。

若林森林環境総務課長 まず第1の、これまでの水の計画、それと今回のブランド戦略との違いということですが、いわゆる水需給計画と言われております計画につきましては、水の需要と供給の調整を図るための計画でございます。したがって、知事が進めようとしております本県の水のブランド力を高めまして、新たな事業の創出につなげていこうとする公約とは、また趣旨が異なるものでございます。

次の御質問ですが、「やまなし水政策ビジョン」との関係ということでございます。この25年6月に策定いたしました「やまなし水政策ビジョン」ですが、こちらは健全な水循環系の構築と水を生かす活かした地域振興を図るための指針でございます。委員御指摘のとおり、その中には既に基本方針として、「水を活かした地域産業の振興」、さらには「観光・ブランド化への活用」も掲げられておるところでございます。

したがって、今回策定します「水」ブランド戦略は、この「観光・ブランド化への活用」を図るための具体的な戦略という位置づけでございます。

安本委員

ブランドという観点ですけれども、私もよく覚えていますが、山梨県でこれまで「やまなしブランド戦略」として、前の知事の1期目の最初だったと思いますけど、私も強烈なインパクトありましたけれども、推進本部を設置をして、マークもつくりまして、最重要施策として進めてきております。このブランド戦略に基づいて、ワイン、ジュエリー、果物、花もありましたけれども、補助制度もつくったりしながら、個々のブランド確立、これが進められてきたと認識しております。

私、このブランド戦略推進本部、当時の過去の経緯、調べてみたんですけれども、県内の産業界から水ブランドについて提言があったと、そういうことが記録として残されています。それは、こういうふうに出てありまして、山梨県は県土面積の78%が森林で、ミネラルウォーター生産性は日本一であり、おいしい水に恵まれていることに疑いの余地はない。また人口の密集する首都圏に通じる複数の水系の源にあり、いわば首都圏の重要な水がめとなっている。今こそ山梨の水の重要性やすばらしさを、山梨県民はもとより隣接する首都圏の人々をはじめとする全てのステークホルダーと。ちょっと難しい言葉も使っておりますけれども、企業の関係者等に訴えかけていくべきではないかと考えると、こういう提言で、今の知事の公約に共通する部分でもあるんじゃないかと思って確認をしました。

その後、推進本部の状況を見ますと、この「『やまなしの水』の重要性やすばらしさ」を訴える政策が強力に推進されてこなかったというか、乏しかったんじゃないかなと私も思うんですけれども、今回この部分、水ブランドにしっかりと取り組もうと、こういうことで理解してよろしいでしょうか。

若林森林環境総務課長 委員から御指摘のありました産業界からの御提言を受けて策定されました「やまなしブランド戦略」でございますが、この策定も、これまで平成25年度の女性を美しくする山梨県、「世界『いい肌』遺産」登録プロジェクトというキャンペーンの中で、本県のミネラルウォーターを「世界『いい肌』遺産」に登録ということで、やまなしの水の重要性やすばらしさを訴えるキャンペーンを展開してきたということはございます。

また、水の活用の前提となります水の保全策につきましては、平成23年度から2カ年にわたって、「水資源等実態調査」を実施しまして、本県の水資源量を把握するとともに、平成24年度には地下水及び水源地域の保全に関する条例を制定しております。平成25年度には、先ほど来お話の出ております「やまなし水政策ビジョン」を策定し、県有共同財産であります水の重要性を訴えてきたところであります。

こうした成果を踏まえまして、ワイン、ジュエリー、あるいは果物などと同様に、「水」に特化したブランド戦略を展開いたしまして、本県「水」ブランドの確立を図っていくことにしたものでございます。

安本委員

しっかり進めていただきたいと思いますが、県の総合計画、暫定計画が示されましたけれども、

その中を見ると、このことについては庁内のプロジェクトチームの設置、有権者については意見交換とあるんですけども、もっと、先ほど述べた産業界から水ブランドについての本当にいい提言もいただいているし、もう一度改めて意見を伺うのは当然なんですけれども、どちらかというと民間の組織に諮問をしてもいいんじゃないかなというぐらい、私は思っているところです。民間の知恵をしっかりとる。そういうところについて、策定する組織についての考えをお伺いします。

若林森林環境総務課長 ただいまの戦略の策定組織についてのお尋ねにお答えいたします。まず組織のあり方ですが、「水」に関連する施策ややまなしブランドの推進につきましては、庁内でそれぞれ関連する施策を所管する部局ごとに、これまで推進がされておりますことから、「水」ブランドに関係する課室の職員を参集させまして、全庁横断する庁内プロジェクトチームを設置して検討してまいることとしております。あわせて今、委員から御指摘のありました民間の有識者等につきましては、水ブランドへの提言のありました産業界のほか、大学、研究機関など実務家、あるいは専門家にアドバイザーとなっていただきまして、こちらから訪問する、あるいはプロジェクトチームをお招きするといったようなことをして十分な意見交換を行ってまいりたいと考えております。

こうした意見交換を通じまして、水ブランドの具体的な活用方策など、民間ならではの発想をブランド戦略の策定に十分反映してまいりたいと考えております。

安本委員 いつまでに策定するのか。

若林森林環境総務課長 こういったPTの活動を通じまして、本年度中に策定する予定でございます。

安本委員 水ブランドという、県内では南アルプスの天然水とか、白州とか、甲府市の水もボトルに入って販売していますし、神奈川、東京の水源地とか思いつきます。全国で、私が中国地方の生まれなので、水ブランドって四万十の水の清流が全国ブランドかなと思うんですけども。これまでの山梨の個々の地域地域のブランドってある程度浸透しているんじゃないかと思えますけど、今回は山梨として水のブランドを出している。そして、それを新しい産業、事業に結びつけようということなので、大変な作業ではないかなと思ひまして、最後に部長から意気込みをお伺いさせていただきますか。

一瀬森林環境部長 委員御指摘のとおりミネラルウォーターにつきましては、本当に山梨の確固たるブランドとしていいのではないかと考えているところでございますけれども、ただ、それ以上に、せっかくいい「水」がございますので、その良質な「水」を切り口に新たな成長分野というものを探っていかなければならないのではないかと考えているところでございます。その「水」に対するイメージというのは県内、県民の方々、それから県外の方々がどういうふうにいるのかということも探っていく必要もあるのかなと考えているところでございまして、そういったもののイメージの捉え方などを踏まえまして、山梨の「水」のブランドというものを、例えば観光振興とか地域振興につながるような形で戦略的に生かしていくということを目指しまして、最終的には新たな産業振興にも結びつけていくようにということで、しっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

安本委員 山梨の水、自慢できるようにする戦略なので、もっと元気よく答えてもらえばよかったですけど、よろしくをお願いします。

質問は終わりますが、先ほど飯島委員から公共事業等の箇所表についての発言がありました。このことについては交渉会派の総意だとありましたが、この場であまり議論するのは好ましくないと考えてやめますけど、交渉会派以外の方は反対している、今のままでいいと言っているということではないということだけは申し上げて終わります。

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

第64号 平成27年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑

(認証材需要拡大事業について)

望月勝委員 2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見越した中で、森林県であります山梨県の県有林の認証材をPRしていく事業でございますが、東京オリンピック・パラリンピック大会において、日本古来の木の文化や伝統を世界にアピールする絶好の機会であるということと同時に、山林県、山梨県の県産材をPRしていく大きな目的もあると思います。

そうした中で、シンボルとなる木造、木材を使った施設のオリンピック・パラリンピックの施設の中の建築や木製品の活用が望まれているところでありますが、国産材また県産材の用途についてのそうしたPR、その方式、また方法等、取り組み状況をお伺いいたします。

金子県有林課長 現在主に行っている働きかけについてでございますが、オリンピックにおきましては、開催国において、施設整備にどういった資材を使うとか、どういった食材を提供するかといった物品の調達方針を定めております。この中で木材調達につきましては、前回開催のロンドン大会で初めて国際的な認証を受けた木材を使用することが位置づけられまして、その次の来年のリオのオリンピックでも同様の方針となっております。

こうしたことを踏まえまして、現在、東京大会で、この物品調達方針が検討されているところですので、その中に県産、FSC認証材が位置づけられるように、知事を先頭に、オリンピックの組織委員会などに働きかけを行っているところでございます。

望月勝委員 東京へ近い山梨県であります。県産材を施設に使っていただく絶好の機会ではないかと思えます。人に、また環境に優しい県産材をできるだけPRして、これを活用していただきたいということでお願いをしておきます。

今、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、中央の林業、また木材産業団体や林野庁なども国産材利用の要望活動を行っている聞いております。県産材利用の要望活動を、特に積極的に働きかけていただいて、他県に劣らないように、早い取り組みをしていただきたい。

前回のロンドン大会等では、競技施設で木材がどれくらい使用されたか、県では調査研究をしているのではないかと思います、わかりましたら伺いたいと思えます。

金子県有林課長 東京大会につきましては、まだ計画が本格的に決まっていないという部分で、現在、林野庁ですとか、いろいろなところを通じまして情報収集に努めているところです。ロンドンオリンピックにおきましては、競技施設が集結しておりますオリンピックパークというエリアの中で、約1万2,500立方程度の木材製品が使用されたということが中央団体の調査で報告されてございます。

望月勝委員 ロンドン大会においてはどの施設へ使っているのか、調査はしていると思えますけど、そこら辺をちょっとお聞きしたい。

金子県有林課長 ロンドンオリンピックでは、ベロドロームという自転車競技施設、ここで使用されてございます。長野オリンピックのときにエムウェーブという施設が長野でつくられましたが、あれと似たような施設で、エムウェーブの場合は製品で2,800立方ぐらいが使用されたということでございます。

望月勝委員 施設会場となる体育館とか、競技場の木材の利用活用も、東京オリンピックでも出てくるのではないかと思います、その点に対して、山梨県としては、今のオリンピック組織委員会への働

きかけの取り組みをお伺いします。

金子県有林課長 知事を先頭に要望活動をしてございまして、5月には組織委員会の事務方のトップであります常務理事さんのところへお伺いをしたり、あるいは私どもの林務長が文部科学省の審議官のところ、また大会運営事務局の事務方の運営局長、そういったところに要望活動を行っているところでございます。

望月勝委員 私も記憶に薄いんですけど、長野県の冬季オリンピック時、松材が骨組みに強いということで、スケート場とか、また室内競技場にも使ったと聞いているんですけど、そこらの調査はありますか。

金子県有林課長 エムウェーブにつきましては、カラマツの集成材が構造材として使用されたということでございます。

望月勝委員 事業内容として、この認証材製品の展示会への出展とあるわけでございますが、限られた予算の中で効果的に製品をPRしていくためには、最小の経費で最大の効果を上げるということは、集客実績や開催場所なども考慮しながら展示会等を選んでいくことが大切だと思いますが、どのような出展計画を持っているのか、どのような規模で行っていくのか。その点をお伺いいたします。

金子県有林課長 展示会につきましては、建築資材を直接、建築事業者の方に紹介することを目的に、日本最大級の建材総合展示会でありますジャパン建材フェアというのがございまして、ここへの出展ですとか、FSC製品全般を環境やそういうことに関心の高い企業や個人の方に紹介することを目的といたしまして、全国から約17万人が昨年度集まりましたエコプロダクツという環境関係の展示会、こういった東京での展示会への出品、出展を計画しています。
これに加えまして、まず県民の方にFSC認証材をよく知っていただくということも大事だと考えてございまして、毎年、秋に小瀬スポーツ公園で開催されております森林のフェスティバル、こういった場でも紹介をさせていただこうと考えてございます。

望月勝委員 県民に対しても、この認証材の、付加価値というもののしっかりした位置づけを提示していただければと思います。
FSC認証は今、海外では、大きな大会等にも重点的に使用されているわけでございますが、残念ながら、県民には、認証材への認識というものも、まだ浅いわけでございます。
昨年、森林セラピー基地としてオープンした武田の杜のサービスセンターなど、多くの方が訪れ、展示効果の高い公共施設整備としての認証材の活用を進めたという話も聞いたんですが、この民間施設への県産、FSC認証材の利用状況と、そこへ訪れた方々の評価といたしますか、県としては、そうしたものの調査をしたのかどうかお伺いしたいと思います。

金子県有林課長 県内では、武田の杜ですとか、あるいは小菅村の体育館、こういったところにFSC認証材を使ってございまして、そういうところでは、心も和む、木のよさがわかるというような御感想をいただいています。
民間への活用につきましても、例えば大手コンビニエンスストアが店舗の構造材として認証材を使っていたりしております、この5年間で100店舗以上が建築をされています。このほか、大手ハウスメーカーの戸建ての住宅で梁となる部材の、その標準部材に採用していただいております、これが年間300棟以上で利用されているということで、わりと目につくところ。コンビニエンスストアの場合、構造材で見えなくなってしまうんですが、いろいろなところで利用をされているところでございます。

望月勝委員 国内の大きなフェアで県産材を展示して宣伝をしていくわけでございます。木材価格が低迷をしている中で、県内の林業者、また県産材に非常にいい機会ではないかと思えます。こうした展

示会で対応しながらF S C認証材の需要拡大に努めていただくということを広く、また強く訴えていただきたい。そして今後、県の施設は当然でございますが、県下の市町村の公営的な施設、また民間の施設等へも、この認証材というものの、耐久力とか、すばらしさを、県民にも理解をしていただく、そうした周知徹底をこれからとっていただきたいと思いますが、そのあたりの対応についてお伺いいたします。

金子県有林課長 F S Cにつきましては、海外では非常にメジャーになってございます。国内では、まだなかなか周知が進んでいないというところがありますので、先ほどの展示会をはじめ、いろいろな場を通じてP Rさせていただきまして、認証材の付加価値を向上させることによりまして林業の活性化、そういうことも図られるように取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

望月利樹委員 望月勝委員がお聞きになられた部分で関連ということで、今のF S C森林管理認証のことを聞かせてください。今、望月勝委員は活用という視点で質問されたと思いますが、維持という視点で質問させていただければと思います。このF S C認証というのはドイツにある森林管理協議会の認証を5年間受けていると承知していますが、その5年間というスパンで、これから先の認証の見通しという部分で幾つかの質問をさせていただければと思っております。

先ほど少しお話もあったとおり、供給実績という部分ですね。県内の供給実績という部分。私の調べた資料だと5.6万立米ということで承知はしているんですが、その辺の推移の部分、もし資料ありましたら、お聞かせいただければと思います。

金子県有林課長 F S C材、県有林は14万3,000ヘクタール。森林のほとんど、貸し地や何かを除いた部分がF S Cの認証の森林となっております。5.6万立米というのが、実は県有林管理計画というのを定めておりまして、この10年間で55万立米を出すということで、年間にしますと5.5万立米ということで、それに沿って取り組みを進めてきたわけですが、ここでオリンピックを契機とした需要増とかに対応するために、3年間で5万立米ほど、それに加えて材を出していきたいと計画してございます。

望月利樹委員 その材を出す計画がふえていくということ、おそらく先ほど話があった14万3,000ヘクタールという国内認証面積の3分の1を占めているという全国1位の山梨県が本当に優位性を持っている、このF S C認証だと思います。これからもオリンピック・パラリンピックに向けて、さらに需要がふえることはすごく期待しているのです。

もう1点。カーボン・オフセットとクレジット発行という部分です。そこがおそらく、このF S Cの基準に基づく森林環境の一環として、二酸化炭素の吸収量について、国の制度を活用して発行、販売していると思いますが、その辺の実績がわかりましたらお聞かせください。

金子県有林課長 カーボンクレジットにつきまして、J - V E Rという制度でございまして、これに基づくクレジットの販売の実績のお尋ねだと思うんですが、昨年度、5,285二酸化炭素t販売をいたしました。全体で2万5,383tほど、そのF S Cプロジェクトとして認定を受けたクレジット量がございまして、そのうち昨年度が約5,000tほど。残りが約2万tぐらいというような状況でございます。

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(県産間伐材について)

清水副委員長 県産間伐材についてお尋ねしたいんですけども、先般、木質バイオマスの研修で忍野の湯に

お邪魔して、びっくりしたことがございます。それは間伐材の有効利用に積極的に活動しているという意味でのびっくりも1つありました。それは燃料代のコストダウンとか、村民がその作業に従事するという雇用の創出。これはすばらしいことだなと思っていまして、またそれに並行してCO₂の削減が図られていると。これはすばらしいことだなと思ったんですけども、もう1つびっくりしたことがございまして、それは、その作業に従事する人の作業労力、作業の負荷ですね。腰が痛いとか、足が痛いとかと、そういう負荷の軽減策が置いてきぼりにされている。あまり前面に検討されていないというような実態をお聞きしまして、これは山梨県がこれから資源として県有林を大々的に売り出す中において、すごい大きなテーマだなと思っております。

それで、2点ほどお尋ねしたいんですけども、今、林業に従事している方の、65歳以上という方はどのぐらいおいでになるのかということと、きょう現在、そういう人たちに対する負荷軽減策、あるいは労力をいかに少なく、楽に安全にするという視点から、どんな施策が考えられているのか。それについて、教えていただきたいと思っております。

桐林林業振興課長 県内の林業就業者の65歳以上の割合につきましては、国勢調査によりますと、直近の平成22年におきましては、全就業者数が948人中、65歳以上が171人、割合でいまして18%となっております。また、もう1点であります作業の軽減化、また安全化につきましては、今現在、立木の伐採、枝払い、それから集積等の作業を一環して行うことができる機械、そういったものの高性能林業機械の導入を推進しておりまして、それにより作業の安全性、また省略力化を図ろうとしておるところであります。

清水副委員長 今、高齢化社会に向けて介護産業の世界では介護ロボットといったようなものがすごく積極的に開発されておりますけれども、まさに同じような考え方が、この林業の中にも展開できるんじゃないかなと思っていまして、質問させていただいているんです。その林業あるいは峡東の果樹作業ですか、そういうものにも応用できるということで、近辺の大学の中には、そういうのを専門に研究したり、あるいは試行したりしている機関がいっぱいございますので、そういうところをいかに活用するかというテーマもありますけれども、そういうところと連携して、高齢化社会に向けた労力の負荷軽減策というのが重要なテーマだと私は思っておりますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいなと思っております。

桐林林業振興課長 確かに高齢化におきまして、林業につきましても労働負荷がかかる作業がありますので、今現在、国におきましてアシストスーツなどのロボット開発に関しまして、26年度補正予算で研究開発に係る予算を計上しまして、本年度開発を行っているところであります。

また、委員御指摘のとおり、いろいろな大学におきましても、さまざまな分野で活用できるような形でアシストスーツについての研究を進めているということもありまして、私ども県におきましても、国や大学の研究状況などについて、まずは情報収集に努めてまいりたいと考えております。

また、今後につきましても高性能林業機械の導入を推進するなど、作業の軽減化、効率化を着実に推進していきたいと考えております。

(林業公社について)

望月勝委員 林業公社の廃止に伴う再契約で、6対4の配分から8対2ということで再契約を進めていただいているわけですが、これまでの進捗について、どのような状況で再契約が行われてきたのか。また契約変更を進める上で、現段階までの課題、取り組み状況について、どのような現状であるのか、お伺いいたします。

島田森林整備課長 林業公社改革につきましては本年の5月末の時点で、全契約が3,377件ありますうちの2,124件、63%が契約変更を終了したという段階であります。今年度は公社改革4年目ということで、これまで交渉を保留している方々に対しまして引き続き契約変更をお願いしておりますが、同意を得るまでに非常に時間を要するものが多くなってきております。

御質問の課題としまして、同意、不同意にかかわらず、相続手続が行われていないために契

約ができない、そういったものでありますとか、あるいは複数、共同契約ですとか集合契約という複数の方がかかって契約をされているもの、こういったものが非常に多くなりまして、その変更契約に時間を要しているという状況でございます。

望月勝委員

今の説明で3年目までは、再契約も順調に進んできたということで、この4年目に非常に苦勞をするのではないかと思います、山林への価値観がなくなり、後継者が再契約を拒否する。再契約しなくてもいいとか、そういう現状もあるのかと思いますが、この再契約については、県民も、最終年度に向けて非常に御苦勞があり、またいろいろな創意工夫をしていかなければならないのではないのかという取り組み状況でございますが、これから4年目、5年目の最終年度に向けて、どのように今の課題を生かしながら、またそうした課題をどう克服していくのか、そのあたりの取り組みをお伺いいたします。

島田森林整備課長

相続に対して非常に大きな課題となっております、これに対して4年目、5年目ということで、今、プランには同意すると。分収割合の見直しには同意していただけたけれども、その相続がなっていないので契約できないといった契約者の方につきましては、今後の契約につながるような意思の確認、そういうところも得ていくことも考えております。これも少しずつ始めておりまして、それからもう一つ、手続が進まない方。相続がなされていないから手続が進まない方に対して、昨年12月から司法書士による相談会というものを計画しました。これは司法書士協会に協力をお願いしまして、相談に乗っていただくと。そこで実際にお金もかかるわけですが、そういったものに対して所有者の方に説明していただきまして、そういった手続を進めるということで納得いただいた方につきましては、司法書士の方が直接、所有者の方と仕事を進めると。そういった仕組みもとりまして、紹介といいますか、サポートもするようにしてきております。

こういったことも積極的に紹介をしながら、何とか残り2年間で全ての契約が変更できるように努力してまいりたいと考えております。

望月勝委員

司法書士さんを頼んでいく状況もわかりますが、市町村、また森林組合とも強力な連携をしながら、相続税、また相続者の住所不定とかそういう状況の中でも、可能になってくる面もあると思いますので、ぜひその点をお願いしたいと思います。

そして最後に、既に改革4年目、来年は5年目ということで終わりになるんですけど、この辺、5年目が終わった後の県が林業公社にかかって直営で、この山林経営といいますか、そうしたものを行っていくということですが、どのような、この取り組み計画をもって、この5年後の願いをしたいと思います。その点をお伺いして終わります。

島田森林整備課長

地域の方々との取り組みということは、地域の森林組合ですとか事業者の方々、あるいは市町村の方々とか改革推進協議会というのを設けてありまして、そういった方に対しまして、もちろん協力をいただきながら、一緒に情報収集等を行っているところであります。

県に承継していくということの取り組みにつきましては、昨年度から部内で検討を始めておりまして、昨年の12月には分収林の移管に必要な準備作業に係る方針として取りまとめを行いました。それを受けて今、林業公社と、県に移管してすぐに伐採をするような山もありますので、そういった山につきましては境界の確認作業等も行っているところであります。

また今年度は、県が実際に承継した後に分収を適切に管理していくということにつきまして、管理の手法等に関する方針、これについて検討することとしております。

(太陽光パネルの廃棄処理について)

飯島委員

補正でも廃棄物の推進事業費とありますが、所管でお伺いしたいと思います。6月24日の山日新聞に大きく出たんですけど、太陽光パネルの耐用年数が迫ってきて、環境省の推定によると2040年度までにごみとして排出される太陽光パネルが77万トンに達するという記事が出ました。そこで、本県で廃棄される太陽光パネルの処理は今どのようにされているのか。

笹本環境整備課長 現在、太陽光パネルで廃棄処分になっているものはほとんどありませんので、具体的にどのようなになっているかというのは把握していないんですけども、一応、昨年そんなお話もあったものですから、確認したところ、主に廃棄になっているものは、工事の過程で出る破損したパネルというのがほとんどでして、そういったものはメーカーを通じて回収されているという状況でした。

飯島委員 耐用年数が25年ということですから、まだ来ていないということだと思いますが、政府は2040年を見越して77万トンという数字を出しているんですけども、本県としても、ただ黙って指をくわえていても困りますから、その辺の処理を前倒して考えなきゃいけないと思います。それで、パネルには銀とか銅とか資源価値の高い金属もあるけれども、逆に鉛とかセレンといった有害物質もあると聞いていますから、埋めて処理するという方法もあるらしいんですけど、今、蕪崎市の旧射撃場の鉛という問題が出ている最中ですから、この辺も慎重に、前倒して新たにやってもらいたいと思います。

そこで、77万トンという2040年までの環境省の推計ですが、本県はどのように推計していますか。

笹本環境整備課長 まことに申しわけありません。太陽光パネルの廃棄量については、ただいま推計数値というのは把握しておりません。

飯島委員 国も23日に公表して24日の新聞ということですから、まだ県のほうも精査していないと思いますが、これ、早急にやってもらいたいと思いますけれども、いつごろまでにできますか。

笹本環境整備課長 個別の産業廃棄物につきましては、基本的に事業者の責任において処理されるということになっておりますので、個別の品目について県で数量を把握して対策をするということは今のところ考えていませんが、国のほうで、先ほど委員もおっしゃられたように推計を発表しておりますので、また国のほうにも照会をしながら、本県の量というのがわかれば把握をしていきたい。国に問い合わせするなどして把握をしていきたいと考えております。

飯島委員 この場ではいつまでというのはわからないけれども早急にやりたいということによろしいですね。お願いしたいと思います。

あと、太陽光パネルについては、建設されてから土砂災害とか環境破壊とか、そんな問題が今出ているわけありますので、そういうことも勘案しながら考えなきゃいけないと思います。廃棄するというのも1つの取り組みというか、処理の仕方ですけど、太陽光パネルがそのまま放置されるということもあるかなと思うんですね。その辺の廃棄する、あるいは放置される、そういうことについて、これが適切な業者という話が出ましたけど、業者指導が必要じゃないかと思えますけれども、現時点でどういう、あるいは近い将来どういうふうにする目算があるのか、お答え願いたい。

笹本環境整備課長 廃棄される場合には、今も不法投棄ということの監視、取り締まり等をやっておりますので、その一環として、そういったものについても対応していくことになると思います。放置につきましては、基本的に廃棄される段階で太陽光パネルにつきまして廃棄物という格好になりますので、放置というのはなかなか認定が難しいかと思えますけれども、廃棄物として認定できる状態であれば、また市町村などとも協力しながら指導してまいりたいと思います。

飯島委員 これから取り組まれる、取り組んでいかなきゃいけないという部分だと思いますので、この先ほどの補正の中で420万円何がし、産業廃棄物総合計画推進事業費というのがあられるわけありますから、これに合致しなくても、これに似て非なるものではありませんから、至急、やはり、こういう対応を考えていただいて、しかるべきときにも政策として発表していただきたいと思えます。

(エコライフ県民運動について)

清水副委員長 エコライフ県民運動について、お尋ねしたいと思います。ここ二、三年、異常気象によって命の危険がさらされる、これは誰一人として疑う余地ないと思いますけれども、山梨県も2050年「CO2ゼロやまなし」という大きな目標でエコライフ県民運動をやっております。私も家に帰ると、いろいろな人の中で聞こえる声が、私たち一生懸命こういう活動をやっているんですけども、目標に対してうまくいっているのかな、どこまでいっているのかというような質問をよく受けます。私も答えようがなく、「うーん」という形で来ているんですけども、山梨県として「CO2ゼロやまなし」を出した以上は、それに対しての進捗がこうだということを毎年きちっと出すことが重要だと思っています。県民の皆さんは毎日の生活の中で、このレインボーアクションを一生懸命やっているんですね。それにきちんと応えるということに大きな意味があると思うんですけども、きょうまでの普及活動、その進捗がどんなになっているのかというのを、お話しいただきたいと思います。

若林森林環境総務課長 御指摘のとおり平成22年度から県ではやまなしエコライフ県民運動を推進しております。この内容としましては、マイバッグでありますとかマイはし、マイボトル、リユースびんの使用、エコドライブ、緑のカーテン、環境の家計簿、この7つを総称してエコライフ県民運動と称しております。取り組みを始めてから5年が経過いたしましたので、県民運動としては一定の広がりを見せておるところでございます。例えばマイバッグ運動の協定参加店舗というのは400店舗を超えておりますし、他の運動においても推進店は増加しております。また県政モニターアンケートによりますと、マイバッグの持参率は85%と高い状況になっております。その一方でマイはし運動など、必ずしも県民の実践度が高くないものもございます。こうした課題もありますことから、今後も主唱団体や関係団体と連携を図りながら普及啓発に努めてまいりたい所存です。

清水副委員長 エコライフ県民運動というのは、本当に一人一人の身近にあるテーマで、一人一人が手を出せるテーマなんですね。これは重要なテーマですので、ぜひ今後とも活性化をして、推進していただきたいと思います。

それで、今のお話で取り組みから5年を経過したということで、先般、総合計画の暫定計画を見ますと、山梨県ならではの県民運動の推進という表現がございますけれども、この内容について、どのように進めていこうとするのかというのをお話しいただきたいと思います。

若林森林環境総務課長 本県ならではのエコライフ県民運動推進についてのお尋ねでございますが、まず、これまでの取り組みにつきまして、本年度半ばまでには推進状況でありますとか、周知の程度とか、検証を進めてまいりたいと考えております。その上で、この運動の主唱団体、民間団体の皆様と課題や成果等について意見交換をいたしまして、その上で、例えばブドウを使った緑のカーテンなど、こういった新たにこの運動に盛り込むべき新しい取り組みについて今年度検討を進めてまいりたいと考えております。

清水副委員長 今のお話でブドウという言葉が出てきたんですけども、山梨県ならではのブドウと出てくるのは、すごくヒットしているなと思います。日ごろからエコ活動やっていると、今まではゴーヤとか、いろいろつる性のものをやったんですけども、山梨県民だったらブドウが一番いいなと思って、数年前から私個人もやっているんですけども、これはすごくいいテーマだと思うんですね。山梨県の緑のカーテンは全部ブドウというのはすごい。他の県は、例えば長野県だったら、こういうつる性のものがあつたら、山梨県がブドウをやるんだったら私たちはこれだねとなれば、それぞれの特色があつた緑のカーテンが全国で展開できる。これはすばらしいことだと思うんですね。そういう意味で、先駆けとして山梨県全部がブドウによる緑のカーテンの展開ができれば、これはすばらしいPRにもなるし、いい活動だなと思っております。

ただ、それをいかに普及させるかですね。その普及度によって、その正否にかかってくると思うんですけども、その辺の、どのように進めていこうとするのかと、その辺のことをお話しいただきたいと思います。

若林森林環境総務課長 ブドウの緑のカーテンをどう進めていくのかという御質問でございますが、まずは今年度につきましては、試験的に県の8つの合同庁舎におきまして、ブドウによる緑のカーテンの生育を始めたところでございます。これがカーテンとして成長するまでには大体3年ぐらいを要するということでございますので、当面は、この苗の生育状況なんかをホームページで掲載して広くPRしていく予定でございます。また、その過程で得られたノウハウというのは、私どもでマニュアル化して御提供できるようなことも考えていきたいと思っております。

また一方で現在、個人や企業、学校、団体等で、この取り組んでいる緑のカーテンの情報を集めまして、県のホームページに掲載しておるところでございますが、特に今後は、このブドウを使った緑のカーテン、こういったものを特集したページも設けてまいりたいと考えているところでございます。

このブドウを使った緑のカーテンづくりの利点等につきましては、まさに委員御指摘のとおりでございます。県のホームページや広報誌で啓発するとともに、既に栽培を行っております民間団体である山梨環境カウンセラー協会などの団体の皆様と連携を深めまして、一層の普及活動の拡大を図ってまいりたいと思っております。

清水副委員長 緑のカーテンはエコにすごく貢献するというのももちろんですけども、私も実際何年もやってみて思うんですけども、地域づくりにも、貢献できるんですね。それを機会に、いろいろな隣の人と話ができたり、道の前を通る人が、「おたく、うまくやっていますね」ということから対話が始まったりですね。そういう意味で、ああいうものは、ものすごい県民のきずなづくりとか連体づくりに役に立つんですね。ですから、同じテーマでみんなやるのがいかに重要かというのを最近思っていますので、ぜひこの運動を大々的にやっていっていただきたいということをお願いして質問を終わります。

(ユネスコエコパークの追加認定登録について)

望月利樹委員 ユネスコエコパークの追加の認定登録を目指す件についてお聞きしたいんですが、世界文化遺産やユネスコエコパーク、南アルプスが認定されました。経済効果含め、さまざまな効果が県内に波及している中で、知事のダイナミックやまなしの公約の中にも、ユネスコエコパークの追加登録が触れられているということは御承知のことかと思いますが、その追加登録に向けて、世界遺産とエコパーク、その効果の違いも含めて、方向性をお聞かせいただければと思います。

平塚みどり自然課長 先ほど委員がおっしゃったように富士山の世界遺産、それから南アルプスのユネスコエコパークと、山梨の豊かな自然が世界的に評価される動きというものが、このところ続いております。特に南アルプスにつきましては、ちょうど登録から1年たって、各市町村でいろいろな活動を推進する組織が立ち上がって、非常に活発な動きが出ているということは皆さんも御存じのとおりだと思います。

世界遺産が豊かな自然を本当にしっかりと守っていこうというものに対しまして、ユネスコエコパークのほうは自然を守りながらも、その周りに継続的な環境教育とか、エコ活動なんかを展開しつつ、またさらに人々の経済活動とか文化活動を自然と共生させていくという考え方で、非常にあまり規制とかがない緩やかな仕組みになっております。まさに知事の公約にありますように、本県の自然を生かしながら地域の活性化に取り組んでいくということにはまさに合っているのではないかと思います。

それで、新たな登録ということで、実は南アルプスが非常に長い間、5年かけて登録に結びつけて、まさに地域からの下からの盛り上がりの中でやってきた経緯がありますので、そういったものとちょっと事情が違う中で、私ども県がどういったかわり方をするかということを探しながら今進めているところです。

4月に庁内の連絡調整会議を立ち上げまして、ユネスコエコパークとはどんなものなのか、県としてどういった進め方をしたいのかという、まず共通認識を持つための組織を立ち上げました。その上で、想定される地域、昇仙峡とか、金峰山とか、八ヶ岳がありますので、2つの自然公園を含む主な市町村に幾つか趣旨の説明を回らせていただき始めたところでござい

ます。現在、エリアの設定とかコンセプトを固めていくためのいろいろなさまざまな環境活動とか、あと自然の状況などの調査を今進めておりまして、専門的な学識経験者等からも御意見を伺う中で、今そこを始めているばかりでございますので、これから長い取り組みになるかと思いますが、少しずつ県が市町村のまさに触媒となる中で主体的にかかわってまいりたいと考えております。

望月利樹委員 エコパーク登録は、世界遺産とは、根拠も条約も違いますし、その取り組み方もまた違うものでありまして、南アルプスの取り組みを含めて、今までの取り組み、本当に自然を守っていく、共生していく活動とか、推進組織が発足していくという部分は、私も非常に地域にいて見えておる中で、このエコパークの登録の活動を本当に順調にスムーズに進めていくには、やはり県だけではだめですし、執行部だけではだめですし、議会だけではだめ。市町村含め県民全体の盛り上がりというものを醸成していかなくちゃいけない部分ですが、先ほど触媒という言葉が出たとおり、県の役割という部分ですね。そのところをもう少し詳しく聞かせていただけますでしょうか。

平塚みどり自然課長 市町村の継続的な活動というのが登録後は必要になってまいりますので、そういった意味で、各市町村の動きが活発になるための、まず私どもが役割を果たしたいと。場合によっては他県にもまたがる、南アルプスも3県にまたがるエリアの設定になりますので、そういった他県との関係が出てきた場合も、特に県は役割を果たしていかなければならないと。ある程度形になって、いろいろな動きが活発になるまでの間は、県が主体的に、さまざまな市町村とか、県とか、あるいはいろいろな団体とか、そうした方たちをつないで、その調整役となって結びつける役割を果たすために汗をかきたいと考えております。

望月利樹委員 繰り返しになりますが、行政主導ということではなくて、県民全体がうまく盛り上がっていく、その黒子となって、県はじめ議会も、地域の盛り上がりを啓発するような、そういう動きを長いスパンでやっていければいいなと思っております。このエコパーク登録、山岳系の自然、自然を守って共生していく、自然を生かしていくというのは、近隣県という話も今出ましたが、本来山梨県が、まず先頭に立って率先してやっていかなくちゃならない施策だと考えておりますが、最後に、そのことについて御所見いただけますでしょうか。

一瀬森林環境部長 エコパークにつきましては、委員、再三お話のとおり、非常に本県の観光を含めまして、国内外に対しまして、これで世界遺産で富士山が登録され、南アルプスが登録され、それから残すところということになりますと、北部の八ヶ岳、それから秩父多摩というようなところがエコパークの対象地域になろうかと思えますけれども、こうしたところが登録されますと、本当に本県をぐるっと囲むような形で、世界遺産なりエコパークなり登録されるということになりますので、非常に内外に広くアピールできるんじゃないかと考えています。

そうしたこともございますので、なかなか市町村単体で進めていくことは非常に難しい話だと思っておりますので、県といたしましては、ただいまみどり自然課長がお話をしたように、県として、その登録に向けた気運を盛り上げるような形で、登録に向けて、しっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

(林業公社改革について)

安本委員 午前中に望月勝委員から県の林業公社、分収割合の変更契約の締結について進捗状況の質問がありましたけれども、県の林業公社改革について関連して1点だけ質問をさせていただきたいと思えます。山に木を植えて育てて、収穫をして売っていくと、40年以上もかかる事業なので、当初の計画を立てたときになかなか40年後は見通せなかった。そういう中で、今お話を伺いまして、分収林の割合の変更契約、3,400軒弱ある中で63%の進捗率、本当に県と県の担当者、それから林業公社と一体になって御努力されているということでお伺いをさせていただきました。

このことについて、その後というのがありまして、林業公社は来年度、平成29年3月までをもって廃止するということですが、先ほど御答弁の中に、昨年の12月に分収林移管準備

方針を定められたということでございまして、これにも関連するんですけど、私、かつて公社の改革プランがまだできていない検討中のときに、林業公社に勤められているプロパーの職員の方の処遇の問題も含めて検討してほしいという質問をさせていただいたんです。そのとき、プランの策定に当たっては職員の問題等々、ほかの課題もありますけれども、全体を踏まえながら引き続き検討を進めたいという御答弁をいただきました。そして改革プランの中には体制の整備という項目がありまして、そこに公社プロパー職員については引き続き保育事業の実施など改革に必要な取り組みを県と連携して行い、公社廃止後は分収林の管理など、公社職員がこれまで知識と技能を生かすことのできる再就職先の確保に努めると、こういうふうに記載してありました。公社職員の処遇について現在どのように検討がされているのか。先ほどの準備方針の中に何か記載をされたことがあるのか、お伺いをします。

島田森林整備課長 午前中に答弁いたしました準備に係る方針というのは、公社が廃止されて県が承継するまでの間に林業公社としてどのような準備をすればよいかということに関する内部的な方針でありまして、これにつきましては、先ほど答弁したとおり、山の状況を確認して、伐採区域、直近で伐採することが予想される区域につきましては森林の状態や境界を確認するといったことが内容とされております。

それで、後段のほうの職員の問題ですとか、そういった問題につきましては、その後の、今後県が引き継いだ後にどのような管理をしていくかという管理の手法に係る方針を今検討しているところであります。この中で分収林の管理に係る体系ですとか、要因とか、また財産、森林の管理といったものについて、検討が必要になってくる。こういった事項につきまして整理した上で、その後、分収林の管理手法に関する方針を策定していきたいと、そのように考えております。

安本委員 私とすれば、経理の移管後の分収林の管理に当たっては、今まで公社の職員は携わってこれてきていますので、業務内容をよく知っている。経験のある公社の職員を活用するというのも今後の分収林の適正な管理にとって必要だと思っておりますけれども、公社廃止まであと2年を切っていて、これら公社廃止後のさまざまな課題、さっきも財産関係、それから管理関係、そのほかあるんでしょうけれども、私は一生懸命作業されている公社のプロパーの職員の方にとっても、不安の中で公社廃止に向けて仕事されるよりも、自分のその後、できるだけ早くいろいろな方向性を出してあげて、やっていくことが、きちんとしたスムーズな対応にもなっていくんじゃないかと思っておりますけれども、いつごろまでに、こういった内容については固められるのか、林務長にお伺いしたいと思います。

江里口林務長 公社の改革の関係につきましては、改革プランができてから4年目になるということで、先ほど御説明しましたように、60%の方々の同意は得ているということですが、今後まだ残りの方々の御説明、それから先ほど望月委員からも御提案ありましたように、森林組合とか市町村とか、そういう方々の御協力を得る中で、我々とすれば森林環境部職員全員がみんな担当だという気持ちで今取り組んでおりますので、そういう中で実際の作業を進めております。

その中で今、具体的には来年、再来年ですけれども、県にスムーズに移管できるように管理方針を定めております。そういうこととあわせて、公社職員の皆さん方の再就職先についても、プランの中でも記載しましたように、積極的に支援をしていきたいと思っております。

安本委員 いつごろまでにというのもちょっとあれなんですけど、できるだけ早くということでもいいですか。

江里口林務長 本年度中に、その管理方針については策定をしたいと考えております。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県外調査を 9 月 2 日から 4 日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

土木森林環境委員長 杉 山 肇